

条例第 33 号

宇和島市手数料徴収条例及び宇和島市港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市手数料徴収条例及び宇和島市港湾管理条例の一部を改正する条例

(宇和島市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 宇和島市手数料徴収条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(手数料)			(手数料)		
第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。			第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。		
(1) ～ (37) (略)			(1) ～ (37) (略)		
(38) 優良宅地造成認定申請手数料			(38) 優良宅地造成認定申請手数料		
	区分	手数料		区分	手数料
造成宅地の面積	0.1ヘクタール未満	86,000円	造成宅地の面積	0.1ヘクタール未満	86,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	<u>130,000円</u>		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	<u>140,000円</u>
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	270,000円		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	270,000円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	400,000円		1ヘクタール以上3ヘクタール未満	400,000円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	520,000円		3ヘクタール以上6ヘクタール未満	520,000円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	680,000円		6ヘクタール以上10ヘクタール未満	680,000円
	10ヘクタール以上	900,000円		10ヘクタール以上	900,000円
(39) ～ (42) (略)			(39) ～ (42) (略)		
(43) 開発行為の許可の申請に対する審査			(43) 開発行為の許可の申請に対する審査		
	区分	単位 手数料		区分	単位 手数料

1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1 件につき	8,800円	1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1 件につき	8,900円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		22,000円		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		23,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの		45,000円		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの		45,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの		89,000円		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの		89,000円
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの		130,000円		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの		130,000円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの		180,000円		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの		180,000円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの		230,000円		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの		230,000円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの		310,000円		開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの		310,000円
2 主として、住宅以外の建築物で自己の				2 主として、住宅以外の建築物で自己の			

業務の用に供 するものの建 築又は自己の 業務の用に供 する特定工作 物の建設の用 に供する目的 で行う開発行 為～3 その他 の開発行為 (略)				業務の用に供 するものの建 築又は自己の 業務の用に供 する特定工作 物の建設の用 に供する目的 で行う開発行 為～3 その他 の開発行為 (略)			
(44) (略)	(45) 用途地域の定められていない土地の区域における建築物 の特例許可の申請に対する審査 1件につき 47,000円			(44) (略)	(45) 用途地域の定められていない土地の区域における建築物 の特例許可の申請に対する審査 1件につき 48,000円		
(46) 予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 26,000円				(46) 予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 27,000円			
(47) ・ (48) (略)				(47) ・ (48) (略)			
2 (略)				2 (略)			

(宇和島市港湾管理条例の一部改正)

第2条 宇和島市港湾管理条例（平成17年条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第3（第9条の2関係）

土砂採取料

種目	単位	金額	摘要
土砂	1立方メートルにつき	<u>22円</u>	
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>45円</u>	
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>57円</u>	
栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>57円</u>	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの

注（略）

別表第4（第10条関係）

1 けい留施設占用料

占用目的	単位	金額
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>435.9円</u>
電柱類の設置	鉄塔	<u>395円</u>
	その他	<u>296.8円</u>
管類の埋設置	1メートル1年につき	<u>59.7円</u>

2 野積場占用料

占用目的	単位	金額	
		宇和島港	その他の港湾（吉田港、玉津港及び

別表第3（第9条の2関係）

土砂採取料

種目	単位	金額	摘要
土砂	1立方メートルにつき	<u>28円</u>	
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>58円</u>	
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>73円</u>	
栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>73円</u>	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの

注（略）

別表第4（第10条関係）

1 けい留施設占用料

占用目的	単位	金額
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>459.7円</u>
電柱類の設置	鉄塔	<u>416.6円</u>
	その他	<u>313円</u>
管類の埋設置	1メートル1年につき	<u>62.9円</u>

2 野積場占用料

占用目的	単位	金額	
		宇和島港	その他の港湾（吉田港、玉津港及び

			岩松港)	
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1 平方メートル 1 年につき	581.4円	290.6円	
電柱類の設置	鉄塔	1 平方メートル 1 年につき	274.5円	175.2円
	その他	1 本 1 年につき	175.2円	120.5円
管類の埋設置	1 メートル 1 年につき	54.7円	32.4円	

3 その他の港湾施設占用料

占用目的		単位	金額	
			宇和島港	その他の港湾（吉田港、玉津港及び岩松港）
上屋、倉庫その他の工作物の設置		1 平方メートル 1 年につき	1,090.2円	654円
荷役機械の設置		1 平方メートル 1 年につき	1,211.6円	787.2円
電柱類の設置	鉄塔	1 平方メートル 1 年につき	274.5円	175.2円
	その他	1 本 1 年につき	175.2円	120.5円
管類の埋設置		1 メートル 1 年につき	54.7円	32.4円

注 (略)

別表第 5 (第10条関係)

			岩松港)	
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1 平方メートル 1 年につき	613.2円	306.5円	
電柱類の設置	鉄塔	1 平方メートル 1 年につき	289.5円	184.8円
	その他	1 本 1 年につき	184.8円	127.1円
管類の埋設置	1 メートル 1 年につき	57.6円	34.1円	

3 その他の港湾施設占用料

占用目的		単位	金額	
			宇和島港	その他の港湾（吉田港、玉津港及び岩松港）
上屋、倉庫その他の工作物の設置		1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 149.9円</u>	<u>689.8円</u>
荷役機械の設置		1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 277.9円</u>	<u>830.3円</u>
電柱類の設置	鉄塔	1 平方メートル 1 年につき	<u>289.5円</u>	<u>184.8円</u>
	その他	1 本 1 年につき	<u>184.8円</u>	<u>127.1円</u>
管類の埋設置		1 メートル 1 年につき	<u>57.6円</u>	<u>34.1円</u>

注 (略)

別表第 5 (第10条関係)

1 係留施設使用料

種別	区分	単位	金額
港銭	旅客(13歳以上のもの)	1人1回につき	<u>2.2円</u>
	旅客(6歳以上13歳未満のもの)	1人1回につき	1.1円
	貨物	1トンにつき	<u>2.2円</u>
係船料～入港料(略)			
貨物通過料		1トンにつき	<u>17.8円</u>

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区分	単位	金額	
			宇和島港	その他の港湾(吉田港、玉津港及び岩松港)
野積場	舗装	1平方メートル1日につき	<u>3.9円</u>	<u>2.2円</u>
	未舗装	1平方メートル1日につき	<u>2.9円</u>	1.1円
上屋	宇和島新内港駅	1平方メートル1月につき	915.6円	
	旅客上屋(専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>405.3円</u>	

1 係留施設使用料

種別	区分	単位	金額
港銭	旅客(13歳以上のもの)	1人1回につき	<u>2.3円</u>
	旅客(6歳以上13歳未満のもの)	1人1回につき	1.1円
	貨物	1トンにつき	<u>2.3円</u>
係船料～入港料(略)			
貨物通過料		1トンにつき	<u>19円</u>

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区分	単位	金額	
			宇和島港	その他の港湾(吉田港、玉津港及び岩松港)
野積場	舗装	1平方メートル1日につき	<u>4.1円</u>	<u>2.3円</u>
	未舗装	1平方メートル1日につき	<u>3円</u>	1.1円
上屋	宇和島新内港駅	1平方メートル1月につき	915.6円	
	旅客上屋(専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>427.5円</u>	

		1 平方メートル 1 日につき	<u>34.7円</u>				1 平方メートル 1 日につき	<u>36.6円</u>	
	荷さばき上屋	1 平方メートル 1 日につき	<u>13.4円</u>			荷さばき上屋	1 平方メートル 1 日につき	<u>14.1円</u>	
泊地～船舶 給水施設 (略)					泊地～船舶 給水施設 (略)				
注 (略)					注 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条中宇和島市港湾管理条例別表第4及び別表第5の改正規定は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇和島市港湾管理条例別表第3の規定は、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）以後の採取に係る土砂採取料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の採取に係る土砂採取料及び施行日以後の採取に係る土砂採取料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の宇和島市港湾管理条例別表第4及び別表第5の規定は、令和7年8月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。